

2024年1月15日

各位

会社名 株式会社 学 情 代表者名 代表取締役社長 中井 大志 (コード番号 2301 東証プライム市場) 問合せ先 執行役員 中村 秀和 (TEL.03-3593-1500)

譲渡制限付株式報酬制度(従業員向け)の実施に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社従業員向けに譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を実施することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1 本制度の実施目的

当社は、2023 年 12 月に公表した 2024 年 10 月期から 3 か年の新中期経営計画に基づき 新たな挑戦に取組み始めたステージにあります。

新中期経営計画においては重点施策として、経験者採用(中途採用)市場での売上成長を加速し、経験者採用(中途採用)サービスの売上高を年率 30%で成長させる成長投資を実施し、2026年10月期に売上高は133億円、経常利益は34.5億円とすることを目指しています。

本制度の実施によって当社従業員が当社株式を保有することにより、新中期経営計画の 達成と、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の 価値共有を進めることを目的としております。

#### 2 本制度の概要

### (1) 割当対象者

本制度の割当対象となるのは、一定の条件を満たす当社従業員(以下、「付与対象者」といいます。)であり、譲渡制限付株式の割当を決定する時点において、割当を希望する者を 予定しています。

#### (2) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度により付与対象者に対して処分される当社自己株式(普通株式)1株当たりの払込金額は、当該普通株式の募集事項を決定する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引

所における普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、付与対象者に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて 決定いたします。

## (3) 金銭報酬債権の支給及び現物出資

当社は、付与対象者に対し、当該付与対象者に処分される普通株式の払込金額相当額の金 銭報酬債権を支給し、付与対象者は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に 支給し、当該普通株式を引受けることとなります。

なお、当社は、付与対象者に対し、現物出資財産として給付するための金銭報酬債権を支 給しますが、これにより付与対象者の賃金が減額されることはありません。

# (4) 譲渡制限期間

本制度の導入目的の一つである企業価値の増大を中長期にわたって実現するため、一定の譲渡制限期間を設けます。この期間については取締役会において決定いたします。

## (5) その他

本制度の具体的な導入時期、処分株式数、対象者の範囲その他本制度の具体的な内容については、2024年度中の当社取締役会において決定することを予定しております。

以上